

# 板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議設置要綱

(平成 26 年 8 月 12 日 区長決定)

## (目 的)

第 1 条 高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域におけるリハビリテーションの普及啓発とリハビリテーション支援体制を構築するため、板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議（以下「地域リハ連携会議」という。）をおとしより保健福祉センターに設置する。

## (協議事項)

第 2 条 地域リハ連携会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域におけるリハビリテーションサービスの提供体制について
- (2) リハビリテーションの円滑な提供のために必要な関連機関との連絡調整
- (3) リハビリテーション資源の情報収集及び提供
- (4) リハビリテーションの普及及び啓発に必要な事業

## (構成員)

第 3 条 地域リハ連携会議は、次の各号に掲げる委員 15 名以内をもって構成する。

- (1) 医師・歯科医師
- (2) 学識経験者
- (3) 医療機関のリハビリテーション職員
- (4) ケアマネジャー
- (5) 介護サービス事業所職員
- (6) 民生委員
- (7) 地域包括支援センター職員
- (8) 区西北部地域リハビリテーション支援センター職員
- (9) 区職員
- (10) その他健康生きがい部長が必要と認める者

## (任 期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第 5 条 地域リハ連携会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第 6 条 地域リハ連携会議は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて地域リハ連携会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方

法で意見を聞くことができる。

3 地域リハ連携会議は、定例会とし、年2回とする。

(区西北部地域リハビリテーション支援センターとの連携)

第7条 健康生きがい部おとしより保健福祉センターは、区西北部地域リハビリテーション支援センター（公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院）の協力施設（25福保医政第1715号東京都福祉保健局長通知）として、密接に連携し、地域リハ連携会議を実施するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝 礼)

第9条 地域リハ連携会議の委員に謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第10条 地域リハ連携会議の事務局は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターに置く。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域リハ連携会議の実施に必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。